**河川美化事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条

この要綱は、日野川（支流を含む）を清く美しくする会が行う、河川美化事業にかかる補助金の交付に関し、必要なことを定めることを目的とする。

（補助対象事業）

第２条

日野川（支流を含む）の堤防を利用した河川美化事業

（補助対象者）

第３条

　前条に定める事業を実施する町内または地区団体など

（補助対象経費の範囲）

第４条

(1) 花壇整備事業

　花苗・種・肥料・防草シートの購入費用とする。

(2) 堤防法面整備事業

花の種の購入費用とする。

(3) 外来植物駆除

報償費・消耗品費・燃料費・食糧費（活動時の飲物代に限る）・印刷製本費・保険料・使用料および賃借料とする。

（補助率および補助金の額）

第５条

補助率および補助金の額は、予算の範囲内において、下記に定める額とする。　(1) 花壇整備事業　　　２／３以内（７０千円限度）

(2) 堤防法面整備事業　２／３以内（２０千円限度）

　(3) 外来植物駆除事業　２／３以内（１２千円限度）

（申請手続等）

第６条

　河川美化事業に係る補助金の交付に関しては、鯖江市補助金等交付規則の定めるところによる。

（その他）

第７条

　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付　則

　　この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

付　則

　　この要綱は、平成１４年１月１日から施行する。

付　則

　　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。